

2022年12月1日

輸血後感染症検査の案内をお渡しした患者様へ

福岡徳洲会病院  
輸血療法委員会

日本輸血細胞治療学会より通達があり、2004年より改正された「輸血療法の実際に関する指針」において輸血後感染症検査3項目（HBV、HCV、HIV）が輸血後感染症検査として推奨されてきました。しかし、今日輸血用血液製剤は様々な感染症対策が講じられ、2014年に輸血用血液に対する個別 NAT 検査が導入されたことから、これらの輸血後感染症は大幅に減少しました。日本国内においても2015年から過去5年間遡及調査によって輸血後のHBV感染が3例報告されたのみで、HCV、HIV感染は1例も報告されていません。これらの状況を踏まえて同学会は輸血後感染症検査に関する見解を次のように示しました。

- ・HBV、HCV、HIV 輸血後感染症検査は、従来から感染が疑われる場合に実施する検査とされており、患者の負担、医療費の負担、費用対効果の面から考えても輸血された患者全例に実施する検査ではない。

- ・輸血によってHBV感染した3名の患者の基礎疾患は、悪性リンパ腫、急性骨髄性白血病、骨髄異形成症候群であったことから、病原体の感染が患者に大きな影響をもたらす場合（基礎疾患や治療で免疫抑制状態の患者や、輸血後感染症になった場合治療法が限定、変更される可能性がある患者）に担当医の判断で輸血後感染症検査を実施しても良い。

- ・輸血前検体の保管は全例で実施するべきである。

- ・輸血後感染症検査の実施率を病院の機能に対する外部機能評価には用いない。

同学会の通達を受け現在当院で実施している2項目について以下のように変更することとしました。

- ・輸血時に渡す輸血後感染症検査案内の配布を取りやめます。

※ただし、案内文書の配布と同時に配布した検査用紙（ピンク色の用紙）をお持ちの方は案内文書通りの対応で検査可能です。

- ・輸血後感染症検査は担当医の判断での実施以外は推奨しないこととします。

当院では上記のように決定いたしました。他院からの輸血後感染症検査の実施推奨の案内を受けられた患者様におかれましては、実施に関して担当医とご相談ください。